

# 介護扶助通信 第5号

令和2年6月19日  
大分市福祉事務所  
生活福祉課医療担当班  
Tel.097(537)5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。  
第5回目となる今号では、ケアマネジャーのみなさんから実際に質問を受けた事例を参考に、生活保護制度特有の考え方についてお伝えします。  
今後の業務の参考にさせていただければと思います。

## 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等）の個室利用はできる？



居宅で生活していた生活保護受給中の利用者さんが骨折し、入院しました。退院後は居宅生活が困難となったため、特別養護老人ホームを視野に入れ、施設での生活を考えています。  
生活保護受給中の利用者さんの特別養護老人ホームへの入所の検討をするにあたって、注意すべき点はありますか。

生活保護受給中の方の介護保険施設（特養・老健等）の入所検討にあたっては、「原則として、個室利用ができない」といったルールがあります。

そのため、生活保護受給者の方の支援にあたっては、多床室を第一に検討してください。

ただし、「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」を適用できる場合には、個室の利用者負担分（第1段階）が免除されるため、例外的に個室利用が可能となります。（なお、制度適用にあたっては、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付を受ける必要があります。）



## ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）の個室利用はできる？



なるほど。生活保護受給中の場合、介護保険施設（特養・老健等）の入所については、居室料の利用者負担分が免除される場合を除いて、多床室の利用に限定されるのですね。

ショートステイの場合も同じ考え方（原則、多床室）でよいでしょうか。

※<sup>1</sup>大分市公式ホームページ>>健康・福祉・医療>>お知らせ（健康・福祉・医療）>>生活保護法および中国残留邦人等支援法による指定介護機関の方へお知らせします



少し<sup>まぎ</sup>紛らわしいのですが、施設入所の場合とは異なり、ショートステイの場合には、滞在費の利用者負担分（第1段階）を被保護者が負担できる場合には、個室の利用が可能となっています。

ただし、利用日数によっては、利用者負担が高額となり、被保護者による支払いが困難となる場合があります。ショートステイの個室利用にあたっては、あらかじめ、ケアマネジャーや施設と受給者の間で利用者負担分について支払可能な金額であるか等、事前確認をしていただく必要があります。

【施設入所・短期入所における食費・居住費・滞在費の負担者・負担額一覧】

	内容	介護保険(補足給付) 日額	介護扶助 日額	支払方法	被保護者負担 日額		
被保護者	施設入所	食費	1,092円/日	300円/日(上限)	国保連経由	-	
		居住費	多床室(特養)	855円	多床室は全額介護保険(補足給付)されるため、介護扶助では対応しない		-
	多床室(老健・療養型)		377円				
	【例外的対応】※2		【例外的対応】※2				
	ユニット型個室		1,186円	ユニット型個室	820円		
	ユニット型準個室		1,178円	ユニット型準個室	490円		
	従来型個室(老健・療養型)	1,178円	従来型個室(老健・療養型)	490円			
	従来型個室(特養)	851円	従来型個室(特養)	320円			
	短期入所※1	食費	1,092円/日	-	-	300円/日	
		滞在費	多床室(特養)	855円	-	-	多床室(特養)
多床室(老健・療養型)			377円	-	-	多床室(老健・療養型)	0円
ユニット型個室			1,186円	-	-	ユニット型個室	820円
ユニット型準個室			1,178円	-	-	ユニット型準個室	490円
従来型個室(老健・療養型)			1,178円	-	-	従来型個室(老健・療養型)	490円
従来型個室(特養)	851円		-	-	従来型個室(特養)	320円	
被保護者以外の者	施設入所	食費	-	1,392円/日	国保連経由	-	
		居住費	多床室(特養)	855円	多床室(特養)		0円
	多床室(老健・療養型)		377円	多床室(老健・療養型)		0円	
	【例外的対応】※2		【例外的対応】※2				
	ユニット型個室		2,006円	ユニット型個室	820円		
	ユニット型準個室		1,668円	ユニット型準個室	490円		
	従来型個室(老健・療養型)	1,668円	従来型個室(老健・療養型)	490円			
	従来型個室(特養)	1,171円	従来型個室(特養)	320円			
	短期入所※1	食費	-	1,092円/日	福祉事務所直接払	300円/日	
		滞在費	多床室(特養)	855円	-	-	多床室(特養)
多床室(老健・療養型)			377円	-	-	多床室(老健・療養型)	0円
ユニット型個室			1,186円	-	-	ユニット型個室	820円
ユニット型準個室			1,178円	-	-	ユニット型準個室	490円
従来型個室(老健・療養型)			1,178円	-	-	従来型個室(老健・療養型)	490円
従来型個室(特養)	851円		-	-	従来型個室(特養)	320円	

※1 短期入所については居宅の被保護者が、個室等の滞在費の被保護者負担分を支払って利用することは可能です。

※2 【例外的対応】については、既に施設入所し、個室等を利用している者が諸般の事情により要保護状態になった場合等で、多床室に転所するまでの間に行います。

お願い

▷生活保護受給中の方については、支給限度額を超過する全額自己負担（10割）による利用はできません。サービス利用票・別表作成の際には、あらためて確認をお願いします。

▷これまでに発行した「介護扶助通信」や介護扶助に関する様式<sup>※1</sup>、介護扶助の基本的な手続きや留意事項を収録した「生活保護法指定介護機関の手引き」<sup>※2</sup>を大分市公式ホームページへ掲載しています。適宜ご確認ください。

※2 大分市公式ホームページ >> 健康・福祉・医療 >> お知らせ（健康・福祉・医療） >> 生活保護法の指定介護機関について